

大阪公立大学工業高等専門学校有期雇用教職員等の期末手当に関する規程

制 定 令和 4. 3. 31 規程 375

最近改正 令和 5. 11. 30 規程 219

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪公立大学工業高等専門学校フルタイム有期雇用教職員給与規程（以下「フルタイム有期雇用教職員給与規程」という。）第22条、大阪公立大学工業高等専門学校パートタイム有期雇用教職員給与規程（以下「パートタイム有期雇用教職員給与規程」という。）第33条の規定に基づき、有期雇用教職員及び無期雇用教職員（以下「有期雇用教職員等」という。）に対して支給する期末手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日 6月1日及び12月1日をいう。
- (2) 調査期間 基準日前の6箇月の期間をいう。
- (3) 所定の勤務時間 大阪公立大学工業高等専門学校有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「有期雇用教職員勤務時間等規程」という。）第2章又は第3章に規定する勤務時間をいう。
- (3) 無給休職 大阪公立大学工業高等専門学校有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第11条第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定による休職のうち給与の支給を受けないものをいう。
- (4) 起訴休職 有期雇用教職員就業規則第11条第1項第2号の規定に該当する休職をいう。
- (5) 専従休職 有期雇用教職員就業規則第11条第1項第5号の規定に該当する休職をいう。
- (6) 停職 有期雇用教職員就業規則第40条第3号の規定による停職をいう。
- (7) 育児休業 大阪公立大学工業高等専門学校教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第4条に定める育児休業をいう。
- (7の2) 出生時育児休業 育児休業等規程第10条の2に定める出生時育児休業をいう。

(対象者)

第3条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職する有期雇用教職員等のうち、次の各号のいずれにも該当する者に対して支給する。

- (1) 基準日において有期雇用教職員等として6箇月以上の雇用契約を締結していること

- (2) それぞれその基準日に対応する調査期間において、勤務時間数が 66 時間以上である月が 1 月以上あること
- 2 前項の規定は、これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した有期雇用教職員等についても、同様とする。この場合において、前項第 1 号中「基準日において」とあるのは、「基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した有期雇用教職員等にあつては、当該退職の日において」と読み替えるものとする。
- 3 第 1 項第 2 号の勤務時間数は次の各号に掲げる時間の合計（第 5 条において同じ。）とする。
- (1) 現に勤務した時間（所定の勤務時間以外の勤務及び休日の勤務の時間を含む。）
 - (2) 有期雇用教職員就業規則第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる事由による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病による場合に限る。）により勤務しなかった時間
 - (3) 有期雇用教職員就業規則第 11 条第 1 項第 4 号に掲げる事由による休職（業務上の災害又は通勤上の災害と認められる場合に限る。）により勤務しなかった時間
 - (4) 有期雇用教職員就業規則第 35 条第 1 項に規定する業務傷病休業により勤務しなかった時間
 - (5) 有期雇用教職員就業規則第 35 条第 2 項に規定する通勤傷病休業により勤務しなかった時間
 - (6) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 21 条及び第 22 条に規定する年次有給休暇により勤務しなかった時間
 - (7) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 29 条第 1 項に規定する特別休暇により勤務しなかった時間
 - (8) 有期雇用教職員勤務時間等規程第 35 条第 1 項の規定により理事長又はその委任を受けた者の承認を得て勤務しなかった時間
 - (9) 有期雇用教職員就業規則第 48 条第 2 項及び有期雇用教職員勤務時間等規程第 33 条に規定する病気休暇により勤務しなかった時間（フルタイム有期雇用教職員給与規程第 29 条第 3 項、パートタイム有期雇用教職員給与規程第 4 条第 3 項第 9 号、パートタイム有期雇用教職員給与規程第 5 条第 3 項第 9 号及びパートタイム有期雇用教職員給与規程第 9 条第 3 項の適用を受ける時間を除く。）
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、基準日（基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した有期雇用教職員等にあつては、当該退職の日）において、次の各号のいずれかに該当する有期雇用教職員等には、支給しない。
- (1) 無給休職中の有期雇用教職員等
 - (2) 起訴休職中の有期雇用教職員等
 - (3) 専従休職中の有期雇用教職員等
 - (4) 停職中の有期雇用教職員等

- (5) 育児休業中又は出生時育児休業中の有期雇用教職員等(調査期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。)がある有期雇用教職員等は除く。)
- (6) 退職又は失職の後基準日までの間において有期雇用教職員就業規則の適用を受けることとなった有期雇用教職員等(基準日1箇月以内において有期雇用教職員就業規則の適用を受ける有期雇用教職員等としての退職が2回以上ある者についてこの規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって、当該退職とする。)
- (7) 前号に掲げる教職員に準ずると本法人が認める者

(期末手当の額)

第4条 1回に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5(大阪公立大学工業高等専門学校無期雇用教職員就業規則第4条の規定により再雇用された無期雇用教職員にあつては、100分の68.75)を乗じて得た額とする。ただし、フルタイム有期雇用教職員給与規程第23条第1項、第2項、第5項及び第6項並びにパートタイム有期雇用教職員給与規程第34条第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する有期雇用教職員等であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(期末手当基礎額)

第5条 前条第1項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日に対応する調査期間において勤務時間数が66時間以上である月の勤務に対して支給された給料に当該各月の勤務にかかる第3項に定める額を加えて得られる額の総額を6で除して得られる額とする。

2 前項の給料は、第3条第3項各号に掲げる時間に対して支給された給料の合計とする。

3 第1項に定める給料に加える額は、時間外勤務手当(100分の100以上の割合で支給されたものに限り。)の支払の基礎となった時間数に勤務1時間あたりの給料の額を乗じて得た額とする。

4 期末手当基礎額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(支給日)

第6条 期末手当は、特別の事情がない限り、それぞれその基準日の翌月の給与支給日(大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程第48条第2項に規定する給与の支給日をいう。)に支給する。

(懲戒解雇等による期末手当の支給制限)

第7条 懲戒解雇等による期末手当の支給制限については、大阪公立大学工業高等専門学校教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「教職員期末勤勉手当規程」という。)第16条の規定を準用する。

(期末手当の支給の一時差止め)

第8条 有期雇用教職員等の期末手当の支給の一時差止めについては、教職員期末勤勉手当規程第17条の規定を準用する。

(給料に期末手当相当額が含まれる者の取扱い)

第9条 第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、期末手当を支給しないことができる。

- (1) フルタイム有期雇用教職員給与規程第3条第3項又は第4項の規定により、給料の額を決定された者のうち、給料の額を決定する際に期末手当に相当する額を含めて決定された者
- (2) パートタイム有期雇用教職員給与規程第3条第3項又は第4項の規定により、給料の額を決定された者のうち、給料の額を決定する際に期末手当に相当する額を含めて決定された者

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.9.30 規程 639)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5.11.30 規程 219)

この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。